

中小企業エネルギーコスト削減促進事業助成金
支援機関による現地調査の留意点

1. 現地調査の目的

事業者が中小企業エネルギーコスト削減促進事業助成金の計画申請を行い、内示通知を受けて事業実施された事業について、計画申請を受け付けた支援機関が本現地調査を行い、的確に運用されたことを確認することを目的とします。

2. 現地調査チェックシート

- ・現地調査については、本チェックシートを活用して行ってください。
- ・本チェックシートは11の設備区分に基づいています。
対象設備一覧を参照し、それぞれの事業者の計画書の設備区分及び設備種別に従って確認してください。
- ・見積書により、計画時の設備種別の種類（型式）と総数を確認してください。（発注書、納品書、請求書についても確認してください。）
- ・納品書にサインされた、検収日及び検収担当者名を記載してください。
- ・導入設備番号（種類）ごとに、導入設備の写真と現物を確認し、メーカー名・型式・型番等、導入個数を記載してください。（製造年月日注意・中古品でない確認のため）
1台当たりの単価50万円（税抜）以上のものはシールを確認する。
- ・取得財産管理台帳及び取得財産等明細表に、当該設備の記載があるか確認してください。
1台当たりの単価50万円（税抜）以上のものを記載する。
- ・助成対象設備に関する経理書類、支払関係書類にⓂと赤字で記入してください。
- ・更新前設備の廃棄証明書を確認し、廃棄撤去の確認をしてください。
- ・更新前設備の廃棄物を産業廃棄物として処理する場合はすべて産業廃棄物管理表（マニフェスト）が必要になります。（一般用冷蔵・冷凍庫、一般用エアコンのみ家電リサイクル券）
- ・マニフェストの有無を確認、廃棄管理物名を記載してください。
マニフェストはA票、B1票、B2票、C1票、C2票、D票、E票の7枚ありますが、それぞれ段階が異なります。B2票を確認願います。
【B2票、D票、E票を5年間保存します。A票も5年間保存することをお勧めします。】
- ・フロン回収証明書の有無を確認してください。
※参考様式としてフロン回収証明書は日本冷凍空調設備工業連合会HPにあります。
- ・家電リサイクル券・排出者控を確認してください。
一般冷蔵冷凍庫、一般エアコンのみ家電リサイクル券の対象です。

- ・申請事業者が直接、更新前設備の処分により以下のような収益の有無があるかを確認してください。

【想定される収益】

計画申請の段階で下取り等の値引きが入っている場合（見積・請求）を除き、本取引とは別に、以下のような支払いを受けている取引の収益になります。

その1：中古品としての販売による収益

- ・更新前設備を別途、中古品として販売した場合の収益、預貯金に直接振り込まれた場合はその写しと、その取引の売上明細などの写しを提出願います。
- ・更新前設備を別途、中古品として販売した場合の収益、現金による場合は、発行した領収書控えの写しと、その取引の売上明細の写しを提出願います。

その2：廃棄処理する中で有価物（金属等）としての販売による収益

- ・更新する設備を廃棄処理する過程において、アルミ等金属類が有価物として収益が発生した場合は、預貯金に直接振り込まれた場合はその写しと、その取引の売上明細などの写しを提出願います。
- ・更新する設備を廃棄処理する過程において、アルミ等金属類が有価物として収益が発生した場合は、現金による場合は、発行した領収書控えの写しと、その取引の売上明細の写しを提出願います。

3. 更新前設備の収益の取扱いについて

上記更新前設備に関する収益は、G X様式5 経費支出管理表の「助成対象金額（消費税込金額）」から収益額（税込）を減額し、助成対象金額（消費税抜）を算出してください。

そして、助成金額を算出してください。

4. 経費支出管理表の記載について

(1) 上記3のように、助成対象経費から控除されるべき収益については、G X様式5の「助成対象金額（消費税込金額）」から収益額（税込）を減額し、助成対象金額（消費税抜）を算出してください。

(2) 振込手数料を相手方に負担させた場合、G X様式5の「助成対象金額（消費税込金額）」から振込手数料額（税込）を減額し、助成対象金額（消費税抜）を算出してください。

(3) その他請求段階で、内示の額と異なり、助成対象にできないものを処理してください。